

昭和51年商業統計調査



指定統計 第23号

商業調査票乙(個人用)

昭和51年5月1日

票番

産業分類

市区町村番号 基本調査区番号 商業調査区番号 商店番号

3.2.1.

別紙の記入注意をよく読んで記入してください。この調査は、事業所ごとの調査ですからこの事業所(店舗)だけについて記入してください。欄は商業統計調査員又は市区町村で記入してください。欄は都道府県で記入してください。欄は都道府県又は市区町村で記入してください。

- 1. この調査は、統計法(昭和二十二年法律第十八号)に基づく指定統計調査で、すべての商店は申告の義務があります。
2. この調査票は、商業統計表を作成するために使用するものであって、個々の調査票は、徴税その他直接申告者に不利な関係を生ずるような目的に使用されることは絶対にありません。また、調査の事務に従事する者が調査の内容を他に知らせることは法律により固く禁じられています。
3. この調査票は次のような経路をへて通商産業省に提出されます。
申告者(調査員経由)→市区町村→都道府県→通商産業省

1. 商店名及び商店所在地 (電話局番)
2. 商店の本支店別
3. 商店の開設年
4. 営業形態
5. 売場面積
6. 従業者数

7. 年間商品販売額
8. 修理料、サービス料、仲立手数料の収入額
9. 商品手持額
備考

調査員押印

記入注意

調査票の記入に当たっては、調査票の説明とこの説明書及び商品分類表を参照しながら記入してください。

一般事項

1. 調査票には青、黒のインキ又はボールペンで明りように記入してください。
2. 金額は万円単位で記入し、万円未満は四捨五入してください。
3. 調査事項の欄ごとに、その欄全部について、該当がないときは、空欄にしないで、左上から右下に斜線を引いてください。
しかし、調査事項の欄の一部に該当があって、他は余白になる場合には「0」と記入しないで空白のままにしておいてください。

調査事項

1. 商店名及び商店所在地

商店名は、略称でなく、正規の名称を記入してください。原則として商号又は屋号を記入しますが、それがない場合は事業主（経営者）の氏名を記入してください。

3. 商店の開設年

- (1) 商店の開設年とは、この店が現在の場所で事業を始めた年をいいます。
- (2) 支店の場合は、本店の開設年でなく、この支店の開設された年を記入してください。

4. 営業形態

小売業の商店は、次の営業形態のうち、該当するもの一つを選んでその番号を○で囲んでください。

(1) 「1. セルフサービス店」

セルフサービス店とは売場面積のうち50%以上について、(a)あらかじめ包装され、値段が付けられている商品を、(b)店に備えてあるバスケットなどにより、客が自分で取り集め、(c)売場の出口などに設けられた勘定場で一括して代金の支払いを行う販売方式を採用している小売店をいいます。

(2) 「2. 製造小売店」

製造小売店とは、自店内で製造した商品を主として、その場所で個人用又は家庭消費用に小

売する商店をいいます。

(3) 「3. 割賦販売店」

割賦販売店とは、年間商品販売額の総額の50%以上について割賦販売（購入者から代金を2か月以上の期間にわたり、かつ、3回以上に分割して受領することを条件として商品を販売すること）を行っている小売店をいいます。

なお、「ローン」販売もここに含めます。

ただし、「割賦販売」を行っているも、その商店が「製造小売店」（家具製造小売など）である場合は上記(2)「製造小売店」に○を付してください。

(4) 「4. 1、2、3以外の小売店」

1、2、3以外の小売店とは「セルフサービス店」、「製造小売店」、「割賦販売店」以外の小売店をいいます。

5. 売場面積

- (1) この商店が商品を販売するために使用している延床面積数を記入してください。
- (2) 売場面積には、ショーウィンド、客用の階段、通路及び洗面所を含め、事務室、倉庫、配送所及び自動車、植木、石材などの屋外展示場、観賞魚の養魚池などは除いてください。
- (3) 自店内で製造した商品を販売している小売業者（製造小売業）の場合は、商品を製造するための作業所及び薬局の調剤室の面積は除いてください。
- (4) 卸売業者及びガソリンステーションは記入の必要はありません。

6. 従業員数

- (1) 従業員とは昭和51年5月1日（又はこれに最も近い給与締切日）現在で、主としてこの店の業務に従事している者をいいます。
なお、他の事業所から派遣されてきている者を除き、他へ派遣している者を含めます。
また、長期欠勤者で、1か月以上いかなる給与も受けなかった者は在籍者であっても除きます。
- (2) 「家族従業者」とは、事業主の家族であって毎月一定の給与を受けないで主としてこの店の業務に従事している者をいいます。
- (3) 「常時雇用従業者」とは一定の期間を定めないで、又は1か月を超える期間を定めて雇用している者をいいます。事業主の家族であっても給与を支払われている者はここに入ります。ま

た、昭和51年3月、4月のそれぞれの月において18日以上雇用した臨時の者を含めます。

7. 年間商品販売額

(1) 分類番号及び商品名

イ. 商品名は、別紙の商品分類表に記載された太字の名称によって、小売したときは小売部門の商品名を、また、卸売したときは、卸売部門の商品名を分類番号とともに記入し、卸売、小売の区分を○で囲んでください。

ロ. 取扱商品（商品分類表の商品区分）が2つ以上ある場合は過去1か年の販売額の多いものから順に記入してください。調査票記入欄に記入しきれない場合は補助紙を継ぎ足して記入するようにしてください。

なお、販売額が少ない商品については総額の一割を超えない限度で一括して便宜「その他」という名称で最後の欄に記入し卸売の場合は「41999」、小売の場合は「49999」の分類番号を付しても差し支えありません。

ハ. 取扱商品がこの分類表のどこに入るかわからないときは、その具体的な商品名（商標名でなく一般的な名称）を記入し、卸売、小売の区分を○で囲んでください。

(2) 年間商品販売額

年間商品販売額は、昭和50年5月1日から昭和51年4月30日までの実績を記入してください。なお、この期間の実績によるのが困難な場合は最寄りの決算日前1か半年間の業績でも差し支えありません。

なお、次の場合も販売金額に含めます。

イ. 自企業内の本支店間又は支店相互間で、帳簿上商品の振替えを行った場合の振替仕切額

(注)この場合は「卸売」として記入します。

ロ. 他から商品販売の委託を受けている場合は、その委託品の販売額

ハ. 自店内で製造した製品の卸売（製造卸）も行っている場合の卸売販売額

(注)土地、家屋などの不動産及び株券、商品券、宝くじなどの有価証券の売買は年間商品販売額に含めなくてください。

(3) 卸売、小売の区分

「卸売」とは小売業又は他の卸売業に商品を販売した場合をいいます。

なお、次の場合も「卸売」となります。

イ. 鉱工業、建設業、運輸通信業、サービス業（ホテル、病院、理容所、学校など）、官公庁又はその他の産業用使用者に商品を大量又は多額に販売した場合。

ロ. 業務用に主として使用される商品（事務用機械及び家具・病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農機具を除く）、建設材料（木材、セメント、板ガラス、かわら）など）を販売した場合

「小売」とは個人用又は家庭用消費のために商品を販売した場合及び産業用使用者に少量又は少額に商品を販売した場合をいいます。

(注)小売商であっても、例えば酒類小売商が飲食店に酒類を業務用に販売したような場合は「卸売」となりますので、一般家庭への小売分は「45211酒・調味料(小売)」、飲食店への卸売分は「40531酒類(卸売)」のようにそれぞれ分けて記入してください。

8. 修理料、サービス料、仲立手数料の収入額

- (1) 販売商品に関連した修理、その他のサービスを行っている場合、又は商品販売の仲立を行っている場合は、その手数料収入額を記入してください。
- (2) 「業務内容」欄には例えば「時計修理」、「現像、焼付」、「電気工事」、「牛馬仲立」などのように具体的に記入してください。

9. 商品手持額

商品手持額欄には調査日（昭和51年5月1日）現在でこの店が販売の目的で保有しているすべての手持商品（製造小売業の場合は原材料、半製品を含めます）の総額を記入してください。調査日現在によるのが困難な場合は、最寄りの決算日又は棚卸日現在によっても差し支えありません。商品手持額は次のように記入します。

- (1) 商品手持額の評価は、原則として仕入原価によります。
- (2) 営業倉庫又は他の場所にある自家用倉庫、置場などに保管してある商品あるいは買入れた商品が輸送中か又は売手の手元にある場合、又は試用販売のため、一般家庭などに保管を依頼した商品なども商品手持額に含めます。
- (3) 他から販売を委託されている商品（委託品）は、この商店の商品手持額に含め、他へ販売を委託している商品（委託品）は、この店の商品手持額には含めません。